

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香芝市は、特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

香芝市教育委員会

## 公表日

令和7年7月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務
②事務の概要	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者または学校教育法施行規則第140条の規定により心身の障害に応じた特別の指導を受ける児童生徒の保護者の経済的負担の軽減措置として、必要な経費の援助を行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務を行う。 特定個人情報は、以下の事務で取り扱う。 ①申請書の受理 ②申請書の確認 ③支給認定要件の確認
③システムの名称	・就学事務システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名システム ・EUCシステム ・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
・就学援助ファイル ・住登外者宛名番号管理関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第2項 ②香芝市個人番号の利用に関する条例別表の9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[      実施する      ]  ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】なし 【情報照会】番号法 第19条第11号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局学校教育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香芝市教育委員会事務局学校教育課 〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地 Tel 0745-76-2001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香芝市教育委員会事務局学校教育課 〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地 Tel 0745-76-2001
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[      ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月26日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月26日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
<選択肢> [ 基礎項目評価書 ] 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<選択肢> [ 十分である ] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

### 3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[ ]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----------	---

### 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

### 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[ ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="radio"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		<p>■ 経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定個人情報の入手に関する対策</li> <li>・就学事務システム(就学援助)における措置:個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。</li> <li>・宛名番号や用いて密合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。</li> <li>②必要な情報以外を入手することを防止する対策</li> <li>・就学事務システム(就学援助)における措置:データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止している。</li> <li>・複数人による二重チェックを実施している。</li> <li>③不正な使用を防止する対策</li> <li>・就学事務システム(就学援助)における措置:ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。</li> <li>・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。</li> <li>・府内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータ入手しない仕組みにしている。</li> <li>④特定個人情報の使用に関する対策</li> <li>・就学事務システム(就学援助)における措置:個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制御を行っている。</li> <li>・府内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要的情報にはアクセスできないようにしている。</li> <li>・アクセス権限の設定により、許可された者以外は個人番号がマスクされた状態で表示している。</li> <li>⑤ユーザ認証の管理</li> <li>・就学事務システム(就学援助)における措置:二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。</li> <li>・不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。</li> <li>・共用IDの発行を禁止し、個人番号を表示しないことで不正使用のリスクを軽減している。</li> </ul> <p>■ 上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。</li> <li>・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。</li> <li>②移行データ</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。</li> <li>・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。</li> <li>・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。</li> <li>③テストデータ</li> <li>・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。</li> <li>④相互牽制</li> <li>・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。</li> </ul>

## 9. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> 自己点検 ] [ <input type="radio"/> 内部監査 ] [ <input type="radio"/> 外部監査 ]
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="radio"/> 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	<p>■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>①特定個人情報の入手に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学事務システム(就学援助)における措置:個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。</li> <li>・宛名番号や用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。</li> <li>・複数職員によるチェックや入力結果確認用リストを用いた事後チェックで誤入力を防止している。</li> </ul> <p>②必要な情報以外入手することを防止する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学事務システム(就学援助)における措置:データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止している。</li> <li>・複数人による二重チェックを実施している。</li> </ul> <p>③不正な使用を防止する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学事務システム(就学援助)における措置:ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。</li> <li>・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。</li> <li>・府内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。</li> </ul> <p>④特定個人情報の使用に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学事務システム(就学援助)における措置:個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制御を行っている。</li> <li>・府内連携機能側のアクセス制御により業務に不要な情報にはアクセスできないようにしている。</li> <li>・アクセス権限の設定により、許可された者以外は個人番号がマスクされた状態で表示している。</li> </ul> <p>⑤ユーザ認証の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学事務システム(就学援助)における措置:二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。</li> <li>・不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。</li> <li>・共用IDの発行を禁止し、個人番号を表示しないことで不正使用のリスクを軽減している。</li> </ul> <p>■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。</li> <li>・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。</li> </ul> <p>②移行データ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。</li> <li>・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。</li> <li>・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。</li> </ul> <p>③テストデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。</li> </ul> <p>④相互牽制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。</li> </ul>

变更箇所